

第 30 号 議 案

長崎県婦人保護施設設置条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県婦人保護施設設置条例等の一部を改正する条例

(長崎県婦人保護施設設置条例の一部改正)

第 1 条 長崎県婦人保護施設設置条例（昭和33年長崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前								
<p>長崎県女性自立支援施設設置条例 (設置)</p> <p>第 1 条 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第52号）第12条第 1 項の規定に基づき、女性自立支援施設を設置する。</u></p> <p>2 <u>女性自立支援施設</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="0" data-bbox="224 1117 560 1212"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>長崎県立清和寮</td> <td>長崎市</td> </tr> </table> <p>(委任)</p> <p>第 2 条 この条例に定めるもののほか、<u>女性自立支援施設</u>について必要な事項は、知事が<u>別に</u>定める。</p>	名称	位置	長崎県立清和寮	長崎市	<p>長崎県婦人保護施設設置条例 (設置)</p> <p>第 1 条 <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条の規定に基づき、婦人保護施設</u>を設置する。</p> <p>2 <u>婦人保護施設</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="0" data-bbox="1164 1117 1500 1212"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>長崎県立清和寮</td> <td>長崎市</td> </tr> </table> <p>(委任)</p> <p>第 2 条 この条例に定めるもののほか、<u>婦人保護施設</u>について必要な事項は、知事が定める。</p>	名称	位置	長崎県立清和寮	長崎市
名称	位置								
長崎県立清和寮	長崎市								
名称	位置								
長崎県立清和寮	長崎市								

(長崎県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 長崎県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="264 320 987 352">長崎県<u>女性自立支援施設</u>の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p data-bbox="226 371 304 403">（趣旨）</p> <p data-bbox="185 422 1106 663">第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、<u>女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）</u>の設備及び運営について基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。</p> <p data-bbox="226 683 356 715">（基本方針）</p> <p data-bbox="185 734 1106 927">第2条 <u>女性自立支援施設</u>は、入所者に対し、健全な環境のもとで、<u>女性の</u>人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の<u>置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援</u>を行うよう努めなければならない。</p> <p data-bbox="226 946 595 978">（最低基準と<u>女性自立支援施設</u>）</p> <p data-bbox="185 997 1106 1078">第3条 <u>女性自立支援施設</u>は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。</p> <p data-bbox="226 1098 490 1129">（<u>構造設備</u>の一般原則）</p> <p data-bbox="185 1149 1106 1289">第4条 <u>女性自立支援施設</u>の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。</p> <p data-bbox="226 1308 409 1340">（非常災害対策）</p> <p data-bbox="185 1359 1106 1441">第5条 <u>女性自立支援施設</u>は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、<u>非常災害に関する具体的計画（第15条第4項におい</u></p>	<p data-bbox="1214 320 1937 352">長崎県<u>婦人保護施設</u>の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p data-bbox="1176 371 1254 403">（趣旨）</p> <p data-bbox="1135 422 2056 616">第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、<u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設</u>の設備及び運営について基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1176 683 1305 715">（基本方針）</p> <p data-bbox="1135 734 2056 874">第2条 <u>婦人保護施設</u>は、入所者に対し、健全な環境のもとで、<u>社会福祉事業</u>に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、<u>適切な処遇</u>を行うよう努めなければならない。</p> <p data-bbox="1176 946 1491 978">（最低基準と<u>婦人保護施設</u>）</p> <p data-bbox="1135 997 2056 1078">第3条 <u>婦人保護施設</u>は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。</p> <p data-bbox="1176 1098 1491 1129">（<u>婦人保護施設</u>の一般原則）</p> <p data-bbox="1135 1149 2056 1289">第4条 <u>婦人保護施設</u>の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。</p> <p data-bbox="1176 1308 1359 1340">（非常災害対策）</p> <p data-bbox="1135 1359 2056 1441">第5条 <u>婦人保護施設</u>は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、<u>地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合にお</u></p>

て「非常災害計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び第15条第4項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(苦情への対応)

第7条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

ける安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的計画を策定し、定期的に職員及び入所者に周知しなければならない。

- 2 婦人保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

(苦情への対応)

第6条 婦人保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 婦人保護施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生時の対応)

(帳簿の整備)

第8条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

(職員配置の基準)

第9条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。

- (1) 施設長 1
- (2) 入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員 2以上
- (3) 栄養士又は調理員 1以上
- (4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上
- (5) 事務員 1以上
- (6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合には、この限りではない。

3 女性自立支援施設の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に定める施設の目的を達成するために必要な知

第7条 婦人保護施設は、入所者の支援等に際し、事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、当該入所者の家族等に連絡を行わなければならない。

2 婦人保護施設は、前項の事故の状況及びその処置について記録し、適切に保管しなければならない。

(帳簿の整備)

第8条 婦人保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかななければならない。

(職員)

第9条 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員及び施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かななければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りではない。

3 婦人保護施設の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、売春防止法に定める施設の目的を達成するために必要な知識の習得、維持及び向上に努めなければ

識の習得、維持及び向上に努めなければならない。

4 女性自立支援施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(施設長の資格要件)

第10条 施設長は、施設を運営するにあたって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。

(2)及び(3) 略

(設備の基準)

第11条 女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1)及び(2) 略

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

ならない。

4 婦人保護施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(施設長の資格要件)

第10条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 30歳以上の者であって、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事したものであること。

(2)及び(3) 略

(設備)

第11条 婦人保護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1)及び(2) 略

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 女性自立支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1)～(15) 略

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 入所者1人あたりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9平方メートル以上とすること。

イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ウ 略

(2)及び(3) 略

(4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じること。

(5) その他の設備

ア及びイ 略

(居室の入所定員)

第12条 一の居室の定員は、原則1人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定に関わらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。

(自立支援等)

第13条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本

3 婦人保護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1)～(15) 略

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次のとおりとする。

ア 入所者1人あたりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね4.95平方メートル以上とすること。

イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。

ウ 略

(2)及び(3) 略

(4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じなければならないこと。

(5) その他の設備 次のとおりとする。

ア及びイ 略

(居室の入所人員)

第12条 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。

(自立の支援等)

第13条 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

2 婦人保護施設は、前項の指導及び援助をするときは、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。

的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

4 女性自立支援施設は、入所者に同伴児童がある場合、その児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行い、児童の学習面や情緒等にも配慮したきめ細かな支援を行わなければならない。

(食事の提供)

第14条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 略

3 栄養士を置かない女性自立支援施設にあつては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第15条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

3 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項について規程を定めなければならない。

4 婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、各入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。

5 婦人保護施設は、入所者に同伴児童がある場合、その児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行い、児童の学習面や情緒等にも配慮したきめ細かな支援を行わなければならない。

(給食)

第14条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 略

3 栄養士を置かない婦人保護施設にあつては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(保健衛生)

第16条 女性自立支援施設は、入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。
- 4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第17条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1)～(4) 略

(関係機関との連携)

第18条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規

(保健衛生)

第15条 婦人保護施設は、入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

- 2 婦人保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。
- 3 婦人保護施設は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。
- 4 婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第16条 婦人保護施設は、当該婦人保護施設の設置者が入所者に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による児童手当及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）の規定による子ども手当（以下「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払いを受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1)～(4) 略

(関係機関との連携)

第17条 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、教育委員会、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第2条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成16年法律第74号)第13条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(秘密保持等)

第19条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

(人権擁護、二次的被害防止の徹底)

第20条 女性自立支援施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、各人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の人権の擁護、二次的被害の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、当該女性自立支援施設の職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

(業務の質の評価等)

第21条 女性自立支援施設は、自ら行う業務の質の評価を行うとともに、外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、その改善を図るよう努め

(秘密保持等)

第18条 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 婦人保護施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

(人権擁護、二次的被害防止の徹底)

第19条 婦人保護施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、各人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 婦人保護施設は、入所者の人権の擁護、二次的被害の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、当該婦人保護施設の職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

(業務の質の評価等)

第20条 婦人保護施設は、自ら行う業務の質の評価を行うとともに、外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、その改善を図るよう努め

努めるものとする。

(電磁的記録)

第22条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第23条 略

るものとする。

(電磁的記録)

第21条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第22条 略

(長崎県子ども・女性・障害者支援センター設置条例の一部改正)

第3条 長崎県子ども・女性・障害者支援センター設置条例(平成18年長崎県条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
(設置)					(設置)				
第1条 略					第1条 略				
2 センターの名称、位置、機能及び所管区域については、次のとおりとする。					2 センターの名称、位置、機能及び所管区域については、次のとおりとする。				
区分	名称	位置	機能	所管区域	区分	名称	位置	機能	所管区域
1	長崎子ども・女性・障害者支援センター	長崎市	(1) 略 (2) <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u>	略	1	長崎子ども・女性・障害者支援センター	長崎市	(1) 略 (2) <u>売春防止法(昭和31年法律第118号)</u> に基づく	略

	<p>(令和4年法律第52号) に基づく女性相談支援センター (3)~(5) 略</p>			<p>婦人相談所 (3)~(5) 略</p>	
<p>2 略</p>			<p>2 略</p>		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。